

別紙

維持管理仕様書（参考）

除草業務委託仕様書

- 1 委託名称 滑川市営荒俣住宅空地除草作業
- 2 委託場所 滑川市 荒俣 地内
- 3 一般事項
 - ・委託業務実施に伴う入居者との連絡調整、その他必要な手続きはすべて請負業者が行うこと。
 - ・施行中は入居者及び通行者等に危険が及ばぬよう、仮囲い等必要に応じ安全対策を行うこと。
 - ・施行中に住宅、入居者、入居者所有物及び通行者等に損害を与えた場合は速やかに市に報告すること。
 - ・施行に伴い入居者等との間に賠償責任が発生した場合は施行者の責任において解決すること。
 - ・作業者は、安全帽・保護メガネ・保護服を着用して労働災害のないように注意すること。
- 4 特記事項
 - ・除草した草の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。
 - ・委託業務に先立ち工程表を提出すること。
 - ・薬剤散布に当たり、晴天が続く無風状態の時に散布すること。
 - ・薬剤はクリサボード系（ラウンドアップハイロード等）を使用し散布ノズルは、薬剤の遠距離までの飛散を防止するため、粗孔ノズルを使用すること。
又、薬剤の飛散により、他所の樹木を枯損させる恐れがあるので、注意すること。
 - ・当該薬剤は接触移行型なので雑草の葉にまんべんなく塗布されるように散布すること。
 - ・薬剤散布後、6時間は降雨のない日を選び薬剤散布を行うこと。
 - ・薬剤濃度は、大型・小型の多年生植物は100倍液、ツル性の多年生植物、小型の灌木類・スギナ等は25倍液を使用すること。
 - ・薬剤の希釈水は、粘土鉱物や有機物を含まない清澄な井戸水や水道水を使用すること。
不純物を含む水を使用すると、著しく薬剤成分が吸着され、効果が低下する。

- 5 委託内容 ①除草 年2回
 ②薬剤散布 年2回

- 6 提出書類 ・施行写真（A4サイズに整理） 1部
 工種、回数毎（着手前、中、後）
 ・その他市の指示する書類 1部

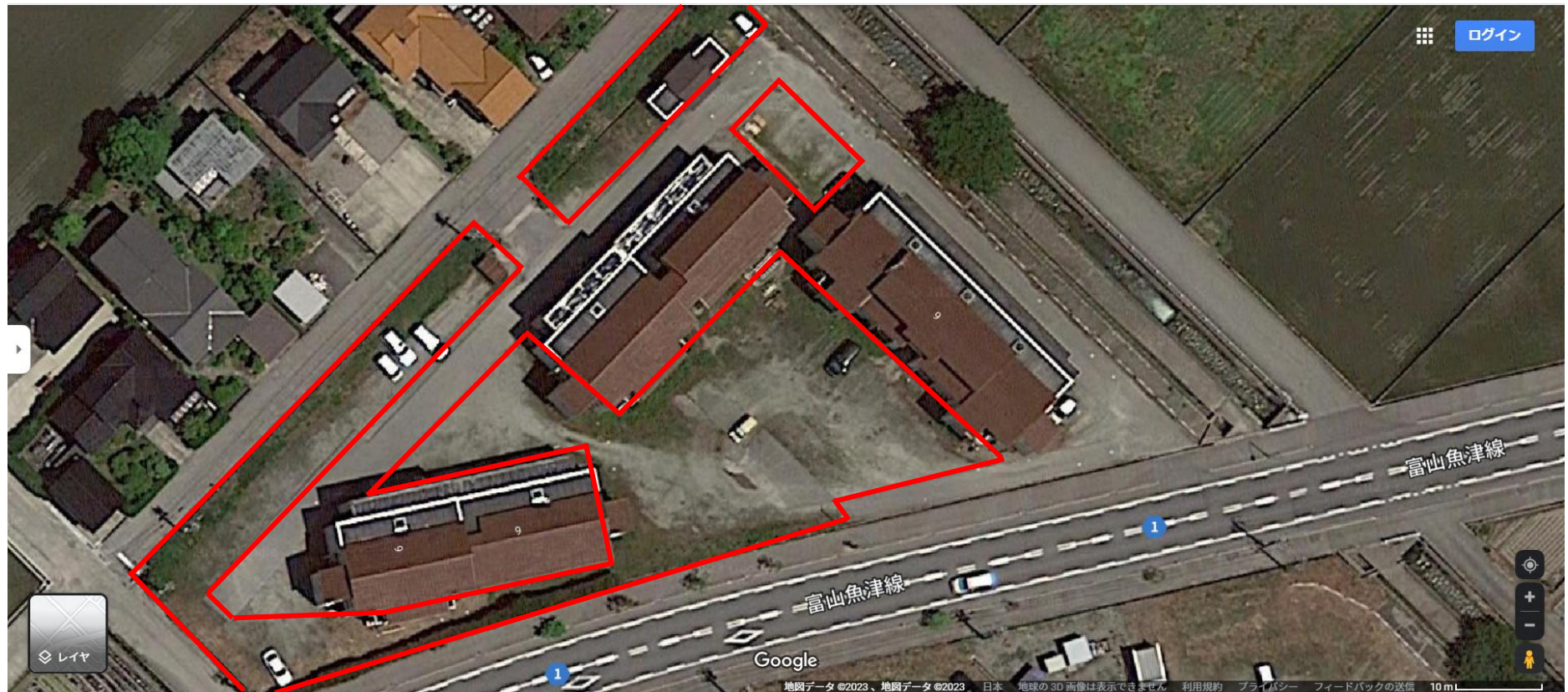
市営荒俣住宅



・・・除草対象箇所を示す。

- 1 委託名称 シーサイドタウン有磯敷地内草刈作業業務
- 2 委託場所 滑川市 荒俣 地内
- 3 一般事項
 - ・委託業務実施に伴う入居者との連絡調整、その他必要な手続きはすべて請負業者が行うこと。
 - ・施行中は入居者及び通行者等に危険が及ばぬよう、仮囲い等必要に応じ安全対策を行うこと。
 - ・施行中に住宅、入居者、入居者所有物及び通行者等に損害を与えた場合は速やかに市に報告すること。
 - ・施行に伴い入居者等との間に賠償責任が発生した場合は施行者の責任において解決すること。
 - ・作業者は、安全帽・保護メガネ・保護服を着用して労働災害のないように注意すること。
- 4 特記事項
 - ・除草した草の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。
 - ・委託業務に先立ち工程表を提出すること。
- 5 委託内容 除草 年2回
- 6 提出書類
 - ・施行写真（A4サイズに整理） 1部
工種、回数毎（着手前、中、後）
 - ・その他市の指示する書類 1部

シーサイドタウン有磯



・・・除草対象箇所を示す。

- 1 委託名称 浜町コミュニティ住宅敷地内除草作業業務
- 2 委託場所 滑川市 浜町 地内
- 3 一般事項
 - ・委託業務実施に伴う入居者との連絡調整、その他必要な手続きはすべて請負業者が行うこと。
 - ・施行中は入居者及び通行者等に危険が及ばぬよう、仮囲い等必要に応じ安全対策を行うこと。
 - ・施行中に住宅、入居者、入居者所有物及び通行者等に損害を与えた場合は速やかに市に報告すること。
 - ・施行に伴い入居者等との間に賠償責任が発生した場合は施行者の責任において解決すること。
 - ・作業者は、安全帽・保護メガネ・保護服を着用して労働災害のないように注意すること。
- 4 特記事項
 - ・除草した草の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。
 - ・委託業務に先立ち工程表を提出すること。
- 5 委託内容 除草 年2回
- 6 提出書類
 - ・施行写真（A4サイズに整理） 1部
工種、回数毎（着手前、中、後）
 - ・その他市の指示する書類 1部

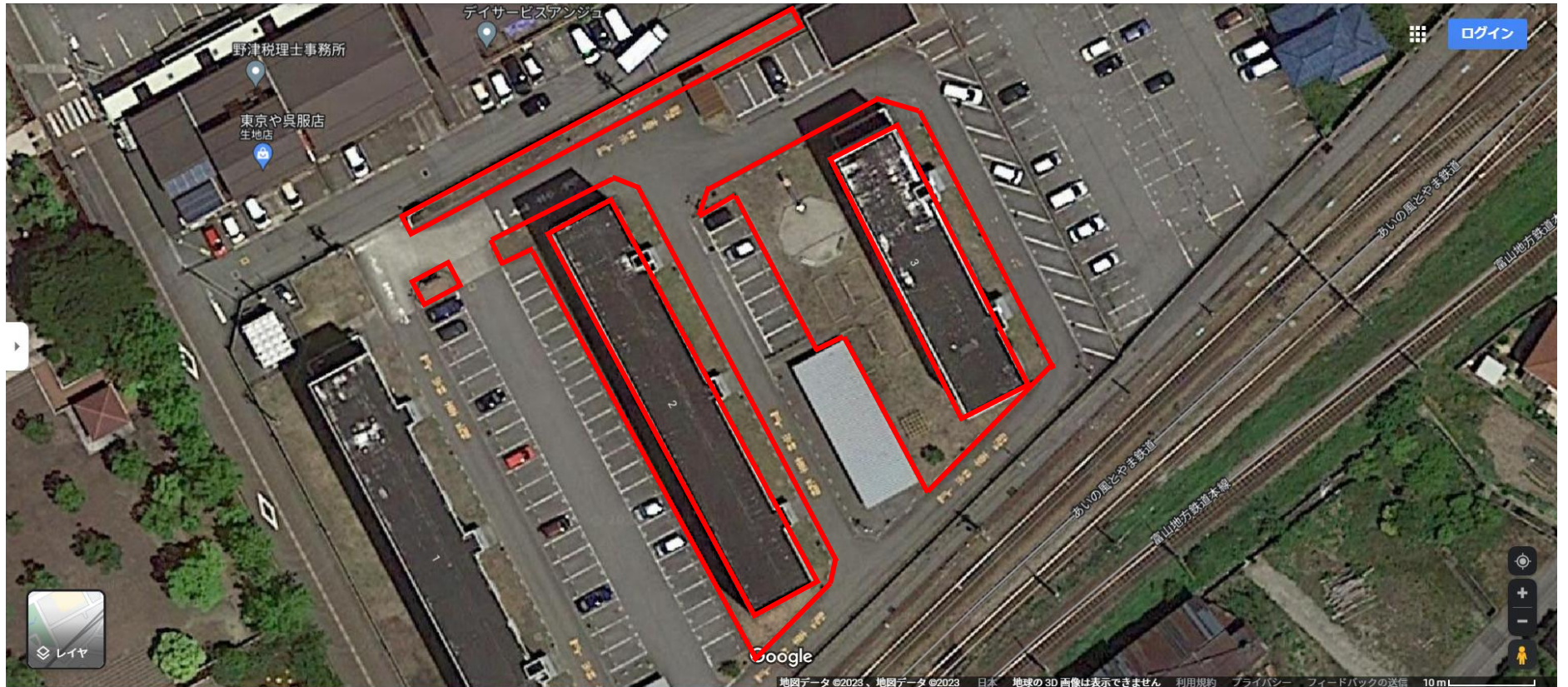
浜町コミュニティ住宅



・・・除草対象箇所を示す。

- 1 委託名称 サンコープラス吾妻敷地内除草作業業務
- 2 委託場所 滑川市 吾妻町 地内
- 3 一般事項
 - ・委託業務実施に伴う入居者との連絡調整、その他必要な手続きはすべて請負業者が行うこと。
 - ・施行中は入居者及び通行者等に危険が及ばぬよう、仮囲い等必要に応じ安全対策を行うこと。
 - ・施行中に住宅、入居者、入居者所有物及び通行者等に損害を与えた場合は速やかに市に報告すること。
 - ・施行に伴い入居者等との間に賠償責任が発生した場合は施行者の責任において解決すること。
 - ・作業者は、安全帽・保護メガネ・保護服を着用して労働災害のないように注意すること。
- 4 特記事項
 - ・除草した草の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。
 - ・委託業務に先立ち工程表を提出すること。
- 5 委託内容 除草 年2回
- 6 提出書類
 - ・施行写真（A4サイズに整理） 1部
工種、回数毎（着手前、中、後）
 - ・その他市の指示する書類 1部

サンコーポラス吾妻



・・・除草対象箇所を示す。

- 1 委託名称 サンコープラス北野敷地内除草作業業務
- 2 委託場所 滑川市 北野 地内
- 3 一般事項
 - ・委託業務実施に伴う入居者との連絡調整、その他必要な手続きはすべて請負業者が行うこと。
 - ・施行中は入居者及び通行者等に危険が及ばぬよう、仮囲い等必要に応じ安全対策を行うこと。
 - ・施行中に住宅、入居者、入居者所有物及び通行者等に損害を与えた場合は速やかに市に報告すること。
 - ・施行に伴い入居者等との間に賠償責任が発生した場合は施行者の責任において解決すること。
 - ・作業者は、安全帽・保護メガネ・保護服を着用して労働災害のないように注意すること。
- 4 特記事項
 - ・除草した草の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。
 - ・委託業務に先立ち工程表を提出すること。
- 5 委託内容 除草 年2回
- 6 提出書類
 - ・施行写真（A4サイズに整理） 1部
工種、回数毎（着手前、中、後）
 - ・その他市の指示する書類 1部

サンコーポラス北野



・・・除草対象箇所を示す。

市営住宅水槽清掃等業務仕様書

- 1 作業場所 滑川市 荒俣地内
- 2 設備概要 荒俣住宅 (滑川市荒俣地内)
受 水 槽 1基 (地上式40t)
シーサットタンク有磯 (滑川市荒俣地内)
受 水 槽 1基 (地上式22.5t)
- 3 共通事項 本仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」によること。
- 4 作業内容
 - ・事前処理
 - ア) 作業責任者は有資格者とし、作業員等の氏名を届出すること。
 - イ) 作業員は常に健康状態に留意し、健康状態不良の者は作業に従事してはならない。
 - ウ) 作業衣その他身に着けるものは消毒済のものを使用すること。
 - ・作業手順
 - ア) 水槽周辺の清掃を行うこと。また、ポンプ機器等の設備点検を行い、必要があれば補修を行うこと。
 - イ) 水槽内の沈殿物、浮遊物及び、壁面等の付着物等を除去すること。
 - ウ) 清掃終了後槽内の消毒を行うこと。
 - エ) 作業にあたっては転落等の事故防止に心がけること。
 - オ) 消毒後槽内の残留塩素を測定すること。
 - カ) 水質検査を行うこと。(富山県知事指定の検査機関)
 - キ) タンク周囲(本体外面含む)の清掃も行うこと。
- 5 立会検査 作業終了後、監督員の確認検査を受けること。
- 6 委託内容 水槽清掃 年1回
- 7 報告書等の提出 清掃完了後、対象受水槽等使用住宅の水栓からサンプルを採取し富山県知事が指定する水質試験機関の検査を受け報告書を提出すること。

貯水槽の清掃上の留意点

貯水槽の清掃については、ビル衛生管理法施行規則第4条に基づいて、衛生的に行わなければならない。

市営・定住促進住宅水槽清掃等業務仕様書

- 1 作業場所 滑川市 上小泉・吾妻町・北野地内
- 2 設備概要
サンコーボラス上小泉 (滑川市上小泉地内)
受 水 槽 2基 (地上式18t、22.5t)
サンコーボラス吾妻 (滑川市吾妻町地内)
受 水 槽 1基 (地上式36t 2槽タイプ)
サンコーボラス北野 (滑川市北野地内)
受 水 槽 1基 (地上式15t 2槽タイプ)
- 3 共通事項
本仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣
官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」によること。
- 4 作業内容
 - ・事前処理
 - ア) 作業責任者は有資格者とし、作業員等の氏名を届出すること。
 - イ) 作業員は常に健康状態に留意し、健康状態不良の者は作業に従事してはならない。
 - ウ) 作業衣その他身に着けるものは消毒済のものを使用すること。
 - ・作業手順
 - ア) 水槽周辺の清掃を行うこと。また、ポンプ機器等の設備点検を行い、必要があれば補修を行うこと。
 - イ) 水槽内の沈殿物、浮遊物及び、壁面等の付着物等を除去すること。
 - ウ) 清掃終了後槽内の消毒を行うこと。
 - エ) 作業にあたっては転落等の事故防止に心がけること。
 - オ) 消毒後槽内の残留塩素を測定すること。
 - カ) 水質検査を行うこと。(富山県知事指定の検査機関)
 - キ) タンク周囲(本体外面含む)の清掃も行うこと。
- 5 立会検査 作業終了後、監督員の確認検査を受けること。
- 6 委託内容 水槽清掃 年1回
- 7 報告書等の提出 清掃完了後、対象受水槽等使用住宅の水栓からサンプルを採取し富山県知事が指定する水質試験機関の検査を受け報告書を提出すること。

貯水槽の清掃上の留意点

貯水槽の清掃については、ビル衛生管理法施行規則第4条に基づいて、衛生的に行わなければならない。

市営荒俣住宅消防用設備等点検業務委託仕様書

1. 一般事項

- a 「消防法（昭和23年法律第186号）」、「同法施行令（昭和36年政令第37号）」、「同法施行規則（昭和36年自治省令第19号）」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。
- b 他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該点検実施者等と十分協議して点検を行うこと。
- c 点検を行うにあたっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状態等を十分把握する。
- d 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し必ず元の状態に復元しておく。
- e 業務委託期間中の事故又は故障により、発注者等から要請があれば直ちに技術者を派遣して、修理調整等を行わなければならない。
- f 前項の事由による雑材料及び機器は発注者の負担とする。
- g 点検にともなう雑材料及び機器は受託者の負担とする。
- h 点検業務に必要な官公署への諸願申請に要する経費が生じたときは、受託者の負担とする。

2. 点検及び保守

点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月10日消防庁告示第14号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式（昭和50年4月1日消防庁告示第3号）」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

3. 点検を委託する業務

自動火災報知設備	1式
外観点検及び機能点検	年1回
外観、機能及び総合点検	年1回
非難器具設備	
外観点検及び機能点検	年1回
外観、機能及び総合点検	年1回

4. 点検を委託する施設

別添のとおり

別 添

消防用設備等点検業務委託施設

滑川市営荒俣住宅	公営住宅第1期	12戸
	公営住宅第2期その1	12戸
	公営住宅第2期その2	12戸
	公営住宅第3期	12戸
	公営住宅第4期その1	12戸
	公営住宅第4期その2	12戸
	公営住宅第5期	8戸
	公営住宅第6期	4戸
	公営住宅第7期	4戸
	公営住宅第8期	12戸
シーサイドタウン有磯	特定公共賃貸住宅第1期	12戸
	特定公共賃貸住宅第2期	10戸
	特定公共賃貸住宅第3期	10戸
合 計		11棟 132戸

設備内容		市営荒俣住宅									
		1 期	2 期 その 1	2 期 その 2	3 期	4 期 その 1	4 期 その 2	5 期	6 期	7 期	8 期
機種	適用	数量									
受信機	R 型		1 台	1 台	1 台	1 台	1 台				1 台
感知器 (熱アナログ式スポット型)			130 個	130 個	131 個	145 個	144 個				146 個
感知器 (差動式スポット型)											
発信機			6 個	6 個	6 個	6 個	6 個				6 個
表示灯			6 個	6 個	6 個	6 個	6 個				6 個
電鈴			6 個	6 個	6 個	6 個	6 個				6 個
電源装置	常用		1 組	1 組	1 組	1 組	1 組				1 組
	予備・非常		1 組	1 組	1 組	1 組	1 組				1 組
配線点検 (総合点検)			一式	一式	一式	一式	一式				一式
避難はしご		6 台	8 台	8 台	8 台	8 台	8 台	4 台	2 台	2 台	8 台

設備内容		シーサイドタウン有磯									
		1 期	2 期	3 期							
機種	適用	数量									
受信機	R 型	1 台	1 台	1 台							
感知器（熱アナログ式スポット型）		60 個	125 個	124 個							
感知器（差動式スポット型）		64 個	1 個								
発信機		5 個	7 個	5 個							
表示灯		5 個	7 個	5 個							
電鈴		5 個	7 個	5 個							
電源装置	常用	1 組	1 組	1 組							
	予備・非常	1 組	1 組	1 組							
配線点検 （総合点検）		一式	一式	一式							
避難はしご		6 台	6 台	6 台							

定住促進住宅等消防用設備等点検業務委託仕様書

1 一般事項

- a 「消防法（昭和23年法律第186号）」、「同法施行令（昭和36年政令第37号）」、「同法施行規則（昭和36年自治省令第19号）」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。
- b 他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該点検実施者等と十分協議して点検を行うこと。
- c 点検を行うにあたっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状態等を十分把握する。
- d 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し必ず元の状態に復元しておく。
- e 業務委託期間中の事故又は故障により、発注者等から要請があれば直ちに技術者を派遣して、修理調整等を行わなければならない。
- f 前項の事由による雑材料及び機器は発注者の負担とする。
- g 点検にともなう雑材料及び機器は受託者の負担とする。
- h 点検業務に必要な官公署への諸願申請に要する経費が生じたときは、受託者の負担とする。

2 点検及び保守

点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月10日消防庁告示第14号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式（昭和50年4月1日消防庁告示第3号）」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

3 点検を委託する業務

機器点検 年1回

- ・ 消火器具点検
- ・ 非常警報機点検
- ・ 非難器具点検

機器及び総合点検 年1回

- ・ 消火器具点検
- ・ 非常警報機点検
- ・ 非難器具点検

市営荒俣住宅及びシーサイドタウン有磯消防用設備等点検業務委託仕様書

1 一般事項

- a 「消防法（昭和23年法律第186号）」、「同法施行令（昭和36年政令第37号）」、「同法施行規則（昭和36年自治省令第19号）」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。
- b 他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該点検実施者等と十分協議して点検を行うこと。
- c 点検を行うにあたっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状態等を十分把握する。
- d 点検終了後は、収納状態等を再度確認し必ず元の状態に復元しておく。
- e 業務委託期間中の事故又は故障により、発注者等から要請があれば直ちに技術者を派遣して、修理調整等を行わなければならない。
- f 前項の事由による雑材料及び機器は発注者の負担とする。
- g 点検にともなう雑材料及び機器は受託者の負担とする。
- h 点検業務に必要な官公署への諸願申請に要する経費が生じたときは、受託者の負担とする。

2 点検及び保守

点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月10日消防庁告示第14号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式（昭和50年4月1日消防庁告示第3号）」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

3 点検を委託する業務

機器点検	年1回
・ 消火器具点検	
機器及び総合点検	年1回
・ 消火器具点検	

定住促進住宅等雑排水管清掃業務委託仕様書

1. 目的

サンコーポラス上小泉、サンコーポラス吾妻及びサンコーポラス北野の生活環境を快適かつ衛生的に維持するため、排水管（雑排水管及び雑排水枡等をいう。）の高压洗浄（サンコーポラス上小泉1、2号棟の浴室については、高压洗浄できないため、高压ホース差し込みによる高压水の噴射を行うことにより洗浄を行う。）を行うものとする。

2. 高压洗浄業務の要件

次の項目に基づき高压洗浄を完全に遂行することとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条の3第5号を満たしていること。
- (2) 洗浄による配管内の凝固物並びに排水枡清掃による浮遊物及び沈殿物等を適切に処分できる産業廃棄物処分先を確保していること。

3. 高压洗浄前の打合せ、建物排水確認等

作業にあたっては、建物の排水（埋設配管を含む）系統等を事前に十分調査するとともに、次の項目について打合せを行うものとする。

- (1) 高压洗浄実施該当住宅の実施日時について。
- (2) 入居者に対する排水管高压洗浄の周知について。
- (3) 空家等の鍵の授受について。

4. 作業の範囲

作業の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 共用部分
 - ① 台所排水等の共用立て管より、屋外雑排水枡、埋設雑排水管、埋設排水管を経て、公共下水道接続枡（以下「公設枡」という。）まで。
 - ② 台所排水等の共用立て管より、建物1階バルコニー下雑排水横主管、雑排水枡、埋設雑排水管、埋設排水管を経て、公設枡まで。
 - ③ 雑排水枡の浮遊物及び沈殿物等の汲取り及び清掃。
- (2) 専用部分（サンコーポラス上小泉3、4号棟、サンコーポラス吾妻及びサンコーポラス北野）
 - ① 1階住戸内の台所流し台、浴室より、排水の共用立て管を経て、屋外第1雑排水枡まで。
 - ② 2階以上住戸内の台所流し台、浴室より、排水の共用立て管を経て、下階住戸の排水横枝管と共用立て管接続箇所下1mまで。

(3) 専用部分（サンコーポラス上小泉 1、2 号棟）

- ① 1 階住戸内の台所流し台より、排水の共用立て管を経て、屋外第 1 雑排水桝まで。
- ② 2 階以上住戸内の台所流し台より、排水の共用立て管を経て、下階住戸の排水横枝管と共用立て管接続箇所下 1 m まで。
- ③ 浴室については、高圧ホース差し込みによる高圧水の噴射を行うことにより洗浄を行う。

5. 高圧洗浄装置等

高圧洗浄装置は、次のとおりとする。

(1) 高圧洗浄の性能は、概ね次の性能を有するものとする。

吐水量	25～90 ℓ/min
吐出圧力	11～35 MPa（110～350 kgf/cm ² ）

(2) 高圧ホースは、JIS 規格品とし管径に適したものとする。

(3) 高圧洗浄に用いるノズルは、後方噴射ノズルを基本とする。

(4) 配管内部調査及び撮影（各棟、各階 1 箇所及び詰まりがあると思われる箇所）は、ファイバースコープとする。

6. 洗浄作業

高圧洗浄車は車輪止め等の安全策を講じ、排気ガス並びに騒音対策を考慮し平坦な場所に設置して、次のとおり作業を行うものとする。

(1) 作業前の安全点検

- ① 高圧洗浄車搭載のエンジン・ポンプ等の点検。
- ② 高圧ホースの損傷有無の点検。
- ③ 端末機の点検。
- ④ 内視鏡動作の点検。
- ⑤ 高圧ホース等のジョイント部分締付けを確認。
- ⑥ 養生シートの汚破損の点検。

(2) 作業方法

- ① 雑排水桝の汲取り及び清掃を行うこと。
- ② 公設桝より排水上流の最初の雑排水桝までの埋設排水管の高圧洗浄（洗浄という。）を行うこと。

洗浄は、配管径により吐出圧力・吐水量を調節しながら洗浄物及び黒水等が流れなくなるまで行うこと。

なお、汚水等が公設桝へ流れないように養生すること。

- ③ 最初の雑排水桝から建物に沿って埋設されている雑排水管、又は建物 1 階バルコニー下雑排水横主管を洗浄すること。

洗浄は、配管径により吐出圧力・吐水量を調節しながら洗浄物及び黒水等が流れなくなるまで行うこと。

なお、汚物等が下流へ流れないように養生すること。

- ④ 公設桝に近い建物1階住戸内台所流し台周囲の整理養生を行い、流し台トラップ及び排水管よりの漏水調査、排水口より配管状況（箸、スプーン等の確認）を調べ、配管内に異物がない状態で洗浄へ移ること（内視鏡等で確認、写真撮影）。

- ⑤ 台所流し台排水口より、台所排水の共用立て管を経て、屋外第1雑排水桝まで洗浄すること（排水口へ高圧ホース挿入後、排水口空間をウエス等で養生すること。）。

- ⑥ 洗浄は、配管劣化等を考慮し吐出圧力・吐出量を調整しながら、洗浄物及び黒水等が流れなくなるまで行うこと。又、トラップわんの清掃を行い、そののち流し台に漏水がないことを確認すること（内視鏡等で配管内部を確認、写真撮影）。

洗浄終了後、相当量の水を流し、滞留せずスムーズに排水することを確認すること。

なお、汚物等が公設桝へ流れないように養生すること。

- ⑦ 洗浄機・養生を撤去したのち台所周囲を清掃、消毒してから次の作業を行うこと。

流し台シンク消毒は、次亜塩素酸ソーダ200ppm（mg/L）以上の溶液を噴霧機等で散布し、5分以上放置すること。

- ⑧ 入居者へ清掃作業完了を伝え、水を流し確認いただいたとき「清掃作業確認押印簿」に押印していただくこと。

- ⑨ 2階住戸内台所流し台周囲の整理養生を行い、流し台トラップ及び排水管より漏水調査、排水口より配管状況（箸、スプーン等の確認）を調べ、配管内に異物がない状態で洗浄へ移ること（内視鏡等で確認する。）。

- ⑩ 台所流し台排水口より、台所排水の共用立て管を経て、下階台所排水横枝管と共用立て管接続部より1m下まで洗浄すること（排水口へ高圧ホース挿入後、排水口空間をウエス等で養生すること。）

- ⑪ 洗浄は、配管劣化等を考慮し吐出圧力・吐出量を調整しながら洗浄物及び黒水等が流れなくなるまで行うこと。又、トラップわんの清掃を行い、そののち流し台・下階へ漏水がないことを確認すること。

洗浄終了後、相当量の水を流し滞留せずスムーズに排水することを確認すること。

なお、汚物等が下流桝、公設桝へ流れないように養生すること。

- ⑫ 洗浄機・養生を撤去したのち台所周囲を清掃、消毒してから次の作業を行うこと。

流し台シンク消毒は、次亜塩素酸ソーダ200ppm（mg/L）以上の溶液を噴霧機等で散布し5分以上放置すること。

- ⑬ 入居者へ洗浄作業完了を伝え、水を流し確認いただいたとき「清掃作業確認押印簿」に押印を受けること。

- ⑭ 3階以上は、⑨～⑬を繰り返すこと。

- ⑮ 共用立て管上部の通気管の通気状況を確認する。通気が悪い時は、清掃を行うこと。

又、防虫網破損のときはビニール網にて補修すること。

- ⑯ 洗浄が次の共用立て管へ移行したときは、④～⑮を繰り返すこと。
- ⑰ 建物内排水管洗浄終了後、再度全ての横主管及び桧を洗浄・清掃すること。
- ⑱ 洗浄・清掃により排出された汚物、汚泥等は産業廃棄物として処分すること。
- ⑲ 洗浄作業中に破損、又は漏水を発見したときは、補修を実施すること。
- ⑳ 空室の洗浄は、受託者の責任において作業を行うこと。

7. 洗浄・清掃の写真撮影

写真撮影（デジタルカメラによる）は、次によるものとする。

- （1）撮影は、上記5の（4）によるものとする。又、写真はA4版工事記録帳に準ずること。
- （2）埋設配管・横主管及び横枝管の洗浄前、洗浄後の撮影を行うこと。
- （3）補修を必要とする箇所を補修前、補修後の撮影を行うこと。
- （4）埋設配管に沈下等があるとき、その箇所を撮影すること。
- （5）排水桧清掃前、清掃後の撮影を行うこと。
- （6）排水桧に破損等があるとき、桧全体を撮影すること。

8. 報告

報告は、次によるものとする。

- （1）洗浄作業完了後、「排水管清掃完了報告書」を提出すること。
- （2）補修を実施したとき、上記7の（3）、（4）及び（6）の写真を添えて、任意（A4版）用紙により内容と対応を記載し報告すること。

9. 緊急時の対応

雑排水管の詰まり等不測の事態が発生した場合に、土・日・祝日や夜間にも即時対応できる体制をとること。

10. 補償等

補償は、次によるものとする。

- （1）住戸内家具等を汚損、損傷及び物品の紛失等があったとき。
- （2）洗浄・清掃中に配管等を破損させたとき。

11. その他

雑排水管等清掃業務仕様書で疑義が生じたとき、双方協議のうえ解決するものとする。

別 添

雑排水管等清掃業務委託施設

サンコーポラス上小泉	1号棟	20戸
	2号棟	20戸
	3号棟	40戸
	4号棟	40戸
サンコーポラス吾妻	2号棟	30戸
	3号棟	20戸
サンコーポラス北野	1号棟	40戸
	2号棟	40戸
合 計		8棟 250戸